

## 教育活動助成金の使途事例について

日教弘兵庫支部

対象となる例	対象とならない例				
<p><b>○教具・教材等に係る経費</b>                      活動内容に沿った教材・教具                      教育活動に必要な資材・材料                      デジタル教材・タブレット用教材ソフト                      タブレット用タッチペン（学校保管）                      意見交換用ホワイトボード                      理科実験用材料 等</p> <p><b>○図書費・消耗品費等に係る経費</b>                      研究用書籍                      児童用書籍                      コピー用紙                      ラミネートフィルム                      色画用紙、模造紙                      マジック、色鉛筆、マグネットシート                      CD-ROM DVD-ROM                      水槽等一式、魚の餌                      園芸用土、花苗等                      箒 軍手 ごみ袋                      活動用ビブス、たすき 等</p> <p><b>○講師謝金等に係る経費</b>                      講師謝金〔源泉徴収税の納付が必要〕                      講師交通費（実費）〔根拠資料が必要〕</p> <p><b>○児童生徒の活動に係る経費</b>                      （部活動の通常活動を除く）                      児童生徒の活動に伴う交通費（実費）                      〔領収書が必要〕                      ボランティア活動等の保険料                      活動に伴う楽器の運搬費                      インクジェットプリンター用インク</p> <p><b>○その他の経費</b>                      研究紀要等の印刷製本にかかる経費                      研修・研究に必要なセミナーへの参加費                      〔セミナーの資料の添付が必要〕</p>	<p><b>▲申請の活動に直接関係のない教具・教材</b></p> <p><b>▲申請の活動に直接関係のない図書費・消耗品費</b></p> <p><b>▲一般学校備品等に係る経費</b>                      学校管理備品購入費                      校務用パソコン購入費                      コピー機のトナー、保守用品                      印刷機（輪転機）のトナー、マスター、インク                      大判プリンターのインクカートリッジ</p> <p><b>▲その他の経費</b>                      人件費〔所属教職員を含む〕                      教職員の交通費                      講師の宿泊費                      飲食に伴う経費（会議のお茶も含む）                      調理実習等の経費                      案内状発送等の運営に関する通信費                      〔講師との連絡等、必要最小限のものは除く〕                      研究会等の参加者への配布物等                      〔研究会の冊子等は除く〕                      施設入場料〔社会見学等〕                      施設使用料、借上料、生花代                      看板、横断幕等の作成料                      使用料・レンタル料                      楽器等の修繕費                      各種団体への負担金・分担金</p> <p><b>▲クレジットカード払いの領収書</b>                      個人のカード払いでなければ、オンラインでの購入も可能です。</p>				
	<b>申請書・報告書の費目例</b>				
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教材費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・研究図書費</li> <li>・児童図書費</li> <li>・講師謝金</li> <li>・源泉徴収税</li> <li>・講師交通費</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒交通費</li> <li>・保険費</li> <li>・運搬費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・参加費</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; border: none;">                     等                 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・研究図書費</li> <li>・児童図書費</li> <li>・講師謝金</li> <li>・源泉徴収税</li> <li>・講師交通費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒交通費</li> <li>・保険費</li> <li>・運搬費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・参加費</li> </ul>	等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・研究図書費</li> <li>・児童図書費</li> <li>・講師謝金</li> <li>・源泉徴収税</li> <li>・講師交通費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒交通費</li> <li>・保険費</li> <li>・運搬費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・参加費</li> </ul>				
等					

※裏面もご覧ください

### 【講師謝金の源泉徴収について】

当会は公益財団法人のため、当会の助成金を講師謝金として活用する場合は、支払者側（学校園）が源泉徴収をすることとなります。団体や法人に講師謝金を支払う場合は、原則として団体・法人が納税するため学校が行う必要はありませんが、その際においても団体・法人との確認を必ず行ってください。（すべての団体・法人が納税を行っていないため）別紙「源泉徴収税額の計算方法について（参考）」もご参照ください。

### 【講師等に支出する交通費について】

講師等に旅費を支出することは可能ですが、旅費額については実費（実際にかかった費用もしくは県や市町で決められている金額）で支出してください。また、講師料の領収書とは別に旅費の領収書を作成してください。旅費として支出した場合は、報告書提出時に根拠資料も提出してください。なお、教職員等の旅費は支出できません。

### 【備品等の原則】

汎用性のある機器等で、助成目的以外の場においても使用が可能であり、本来は学校や行政が充当すべきものは助成対象としません。

コピー機のトナー、輪転機（リソグラフ等）のインクおよびマスター、事務機器の消耗品等は「汎用性のある機器の消耗品」となりますので、購入することはできません。

ただし、助成額の範囲内で購入（購入代金の一部としての支出は不可）でき、かつ、申請書に記載の教育活動に関連する教育活動の教材・教具として使用される場合に限り助成対象とします。

### 【支払方法について】

現金での支払いを原則とします。振込み払いやコンビニ決済も可能です。払込票を領収書の代わりにすることも可能です。また、手数料を経費に入れることも可能です。個人のクレジットカードでの支払いはできません。QRコード決済や電子マネーでの支払もできません。

### 【オンラインショップでの購入について】

インターネット上のオンラインショップで購入することは可能です。しかし、その場合は代引きやコンビニ決済を利用し、個人のクレジットカード払いは行わないでください。また、ポイントカードの利用もおやめください。領収書は必ず助成を受けた学校名にしてください。

### 【デジタル教材・タブレット用教材ソフト等の購入について】

デジタル教材等を購入いただくことは可能ですが、助成額の範囲内で購入できるものにしてください。本助成金をサブスクリプションの費用や、教材やソフトの使用料として支出することはできません。

※購入（執行）の目的は、申請書と成果報告書に明記してください。

※「費目」の欄には、具体的な品名ではなく前ページの「申請書・報告書の費目例」を参考にし、消耗品費・教材費などの費目名で記入してください。

※助成金の執行に際し、「費目」が申請書と異なる場合は、兵庫支部までご相談ください。**費目変更願**の提出が必要となります。なお、「費目」は変わらずに金額のみ変更する場合については費目変更願の提出は不要です

※判断の難しい用途をお考えの場合は、兵庫支部までお問い合わせください。

## 源泉徴収税額の計算方法について（参考）

### ① 講師料から源泉徴収税額を減額して支払う場合

〔計算方法〕 税率が 10.21%

講師料×0.1021＝源泉徴収税額

講師料－源泉徴収税額＝講師の手取額

〔30,000 円の場合〕

30,000 円×0.1021＝**3,063 円**

⇒学校園が所管の税務署へ納付（領収証書を報告時に添付）

30,000 円－3,063 円＝26,937 円 ⇒講師の手取額

領収書例：講師手取額 26,937 円の場合

〇〇学校様	領 収 書
	¥ 30,000
	講師謝金 26,937 円
	源泉徴収 3,063 円
年 月 日	_____ 印

#### 【参 考】

講師料	源泉徴収税額	講師の手取額
10,000 円	1,021 円	8,979 円
20,000 円	2,042 円	17,958 円
<b>30,000 円</b>	<b>3,063 円</b>	<b>26,937 円</b>
40,000 円	4,084 円	35,916 円
50,000 円	5,105 円	44,895 円

### ② 講師料とは別に源泉徴収税額を支払う場合（講師料に源泉徴収税額を含まない場合）

〔計算方法〕 税率が 10.21%

講師料÷0.8979＝総支払金額

（1 円未満の端数は切り捨てます）

総支払金額－講師料＝源泉徴収税額

※0.8979 の考え方は 1-0.1021=0.8979

〔30,000 円の場合〕

30,000 円÷0.8979＝33,411 円

33,411 円－30,000 円＝**3,411 円**

⇒学校園が所管の税務署へ納付（領収証書を報告時に添付）

領収書例：講師の手取額 30,000 円の場合

〇〇学校様	領 収 書
	¥ 33,411
	講師謝金 30,000 円
	源泉徴収 3,411 円
年 月 日	_____ 印

#### 【参 考】

講師料（総支払金額）	源泉徴収税額	講師の手取額
11,137 円	1,137 円	10,000 円
22,274 円	2,274 円	20,000 円
<b>33,411 円</b>	<b>3,411 円</b>	<b>30,000 円</b>
44,548 円	4,548 円	40,000 円
55,685 円	5,685 円	50,000 円

#### 【その他】

※上記①・②のどちらのパターンで執行されるかは、学校側と講師の方とでご相談ください。

※領収書のフォーマットを用意しておりますのでご活用ください。

※源泉徴収税額を最寄の税務署で納税してください。詳しくは、国税庁のホームページもしくは最寄りの所管税務署にお問い合わせください。